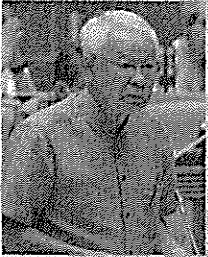


## 1万2千人の高齢者が無年金、支援を強化すへき



玉城武光県議

◆子ども生活福祉部「厚生労働省の調査によると令和元年度、県内65歳以上で年金が支給されていない方は約1万2千人、65歳以上の約37%を占めています。これは全国の22%より高い状況となっています。厚生年金が全国14万5665円に対し、沖縄県は12万3755円、国民年金が全国5万6479円、沖縄県5万2112円、共に全国平均を下回る状況となっています。

◆子ども生活福祉部「食糧費等の物価高騰に直面して影響を受けている低所得のひとり親世帯に対し、児童1人当たり毎月5万円の給付金を支給することを実施しています。内容は令和5年9月に児童扶養手当を受給している家庭に、既に5月31日に振り込みを終了している状況です。

## 県として「パートナーシップ制度」導入を!



島袋恵祐県議

◆一般質問で、性的マイノリティーのパートナー関係を自治体が認証する「パートナーシップ制度」の導入を求めました。

◆子ども生活福祉部「同性婚を認めない民法原議は、「遺棄状態」とした福岡地裁の判断を示し、「性の多様性を認め、性的マイノリティーの差別をなくし、個人の尊厳が尊重される社会の実現を求める運動が広がり、行政や社会を動かしていくことが重要課題だ」と答えました。

## トマホークミサイル米国の2倍の値段で購入 対話と外交で平和構築を/日中米の首脳に書簡を



渡久地修県議

◆不発弾・耐爆容器導入の提案実る  
「不発弾問題等を考える日」の制定を提案  
「不発弾問題等を考える日」の制定を提案  
「不発弾問題等を考える日」の制定を提案

◆子ども生活福祉部「食糧費等の物価高騰に直面して影響を受けている低所得のひとり親世帯に対し、児童1人当たり毎月5万円の給付金を支給することを実施しています。内容は令和5年9月に児童扶養手当を受給している家庭に、既に5月31日に振り込みを終了している状況です。

## 岸田政権は敵基地攻撃ミサイルの配備計画を 危険な弾薬庫建設を許すな



比嘉瑞己県議

◆一般質問で、性的マイノリティーのパートナー関係を自治体が認証する「パートナーシップ制度」の導入を求めました。

◆子ども生活福祉部「同性婚を認めない民法原議は、「遺棄状態」とした福岡地裁の判断を示し、「性の多様性を認め、性的マイノリティーの差別をなくし、個人の尊厳が尊重される社会の実現を求める運動が広がり、行政や社会を動かしていくことが重要課題だ」と答えました。

## 学校給食の無償化実施を



玉城ノブ子県議

◆子ども生活福祉部「食糧費等の物価高騰に直面して影響を受けている低所得のひとり親世帯に対し、児童1人当たり毎月5万円の給付金を支給することを実施しています。内容は令和5年9月に児童扶養手当を受給している家庭に、既に5月31日に振り込みを終了している状況です。

◆子ども生活福祉部「食糧費等の物価高騰に直面して影響を受けている低所得のひとり親世帯に対し、児童1人当たり毎月5万円の給付金を支給することを実施しています。内容は令和5年9月に児童扶養手当を受給している家庭に、既に5月31日に振り込みを終了している状況です。



日本共産党沖縄県議会議員団

渡久地修 玉城武光 玉城ノブ子 西銘純恵 比嘉瑞己 瀬長美佐雄 島袋恵祐

### 新型コロナウイルスについての緊急要請書

政府は5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを2類相当から5類に引き下げました。沖縄県でも一般無料検査や宿泊療養施設、入院待機ステーションを終了するなど、感染対策は個人の主体的判断に委ねられることになりました。

一方、県内では5月下旬から感染拡大が続き、最新の定点報告(6月19~25日)では1週間の推計患者報告数は1万人を超えるなど、全国と比較しても感染状況は深刻です。よって、日本共産党県議団は県民のいのちと健康を守る立場から、下記のとおり現時点で緊急の対策が急がれるものに絞って要請いたします。

#### 記

1. 感染状況は非常事態との認識のもと、対策本部の対策のレベルを引き上げ、これまで蓄積してきたコロナ対策のノウハウを活かして対策を緊急に強化すること。
2. 新型コロナウイルス感染症の流行状況や、医療介護現場の逼迫度など、迅速、正確に情報提供し、県、医療機関と県民の認識の共有を図ること。
3. 医療崩壊を防ぐためにも、入院調整を緊急に再開するとともに、臨時医療施設を最大限に活用すること。
4. 発熱外来・外来対応医療機関を緊急に支援・強化し、医療供給体制を確保すること。
5. 医療・介護従事者を支援し、医療提供体制を強化すること。
6. 保育園、こども園、学童保育における感染予防対策や運営体制への支援を強化すること。
7. 学校では感染流行時に相応しい感染予防対策を行い、児童生徒への出席の取扱いや、学習機会の確保に十分に配慮し、子どもたちの「学ぶ権利」を保障すること。
8. PCR検査への支援を国に求めると共に、県としても実施すること。
9. 保育園、小中高校に通う児童生徒がいる家庭に抗原検査キットを急ぎ配布すること。
10. 新型コロナは5類移行後も、感染力は依然として強く、高齢者らの重症化リスクは高い。医療機関への支援や、自治体への財政支援を、緊急に国に求めること。



### 県が新型コロナ対策継続・支援を国に要請

7月26日、池田竹州副知事らは、新型コロナウイルス感染症対策の財政支援を政府に求める要請行動を行いました。重症化リスクの高い高齢者等を守るために医療機関や介護サービス事業者支援やPCR検査への継続支援を求めた党県議団の要請項目も含まれ、新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援交付金等を10月以降も継続すること等を沖縄県は政府に求めています。

### 県議団活動ニュース



5月25日ゆがぶ製糖視察



6月2日サイパン市長を表敬訪問



6月9・10日与那国・石垣島自衛隊基地視察



6月9・10日宮古島市の台風被害・自衛隊基地調査



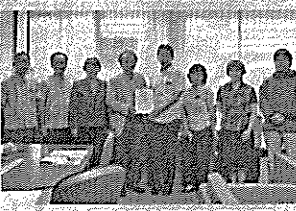
6月17日うるま市三サイル配備予定地等視察



6月17日沖縄市で弾薬庫建設反対の住民交流集会



7月12日裁判所前集会 辺野古・変更不承認の取消裁決の取消請求裁判



8月3日台風6号災害救助法等を求める要請



(会議費)

充当割 100/100

★ 相談活動について。  
議長との35あわせの飲み物の茶菓子代  
スナック分6人分

# FamilyMart

糸満浜川団地前店  
沖縄県糸満市字潮平599番地の1  
電話：098-992-0125

## 領収証

2023年 7月21日

玉城 千子 様

¥1,339-  
( 8%対象 ¥1,339)

但し  
税抜商品額 ¥1,240  
消費税等 ¥99

上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のお願ひ>  
財布等に入れ保管される場合、印字  
面を内側に折って保管して下さい。

印 3-1561

費No.022

充当割 100/100

★ 相談業務のための飲み物の代

## 領 収 証

No. \_\_\_\_\_ ✓

玉城 千子 様

2023年 8月7日

★ 7900

但 飲食物代

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

上原商店

## 経費区分別支出一覧表

経費区分            資料購入費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
3/1	琉球新報新聞代・・令和5年4月～令和6年3月分	36,900	全額	36,900
3/4	タイムス新聞代・・令和5年4月～令和6年3月まで	36,900	全額	36,900
3/8	新婦人新聞代・・令和5年4月～令和6年3月まで	4,920	全額	4,920
3/13	「住民と自治」誌代・・令和5年4月～令和6年3月まで	9,600	全額	9,600
3/22	「平和新聞代」・・令和5年4月～令和6年3月まで	7,200	全額	7,200
3/25	「農民」新聞代・・令和5年4月～令和6年3月まで	7,200	全額	7,200
資料購入費 充当合計				102,720

(資料購入費)

元当額  $\frac{100}{100}$

琉球新報

領収証 玉城(ブ)子 様 No. \_\_\_\_\_

金額				¥	3	6	9	0	0	-
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

内訳  
現金  
小切手 /  
手形 /  
消費税額等 (%)

但、R5/11月~12月の新場代として  
R6年 3月 / 日 上記正に領収いたしました  
口座振替番号 T5810960279041  
糸満市糸満1410-4-1F  
琉球新報 糸満一・照屋・与座  
高嶺入口・真栄里  
店主 石嶺 武 Tel 992-5570

収入印紙

GR1619

9167

領収証 玉城(ブ)子相談事務所 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥36900-

但 新聞代として (3075 x 12 (2023年4月分~2024年3月分))  
2024年 3月 4日 上記正に領収いたしました

軽減税率対象 印紙	内訳	税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
		8%	¥36900	¥3690
		—%	—	—

Ca-1097

沖縄タイムス糸満南販売店  
糸満市字糸満1099番地  
TEL (098)994-5253  
店主 上原 純子  
登録番号 T181074574733

(資料購入費)

充当割<sup>100</sup>/<sub>100</sub>

領收証		玉城ノブ子 様		No.	
金額					
			4,920		

但 新婦人しんぶん(2023年4A~2024年3A)代として  
2024年3月8日 上記正に領収いたしました

内訳  
税抜金額  
消費税額(%)

新日本婦人の会 系 文部

領收証 No. 4

(資料購入費)

充当割  $\frac{100}{100}$

2024年3月3日

領 収 証

沖縄県議会議員 玉城ノブ子 様

¥ 9,600 -

月刊『住民と自治』誌代 (2023年4月~24年3月分) 分として  
単価 800円×12ヶ月

おきなわ住民情報センター  
〒900-0022 那覇市那覇2丁目6-7  
樋川第1ビル3105  
電話 098-855-2515



(資料見直し費)

充当割 100%

充当額 7,200.

領 収 証

玉成 / 子

様

No. \_\_\_\_\_

★

7,200 円也

但

新新聞印刷費 (23年4月-24年3月) といふ

2024年3月22日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収 入  
印 紙

コケヨ ウケ-1097

〒900-0012 沖縄県那覇市泊2-20-7 山星ビル1015

沖縄県平和委員会

電話 098-988-8172 FAX 098-988-8173

(資料購入費)

充当割 100/100

## 請求書兼領収書

NO 11

玉城 ノブ子 様

2024年3月25日

領収額 ¥7,200

左記の金額を領収いたしました。

下記口座に振り込んでください。

振込先: 郵便口座から

項目	単価	数量	金額	備考
新聞「農民」代	600	12	7,200	2023, 4月~ 2024, 3月
計			7,200	

沖縄県農民組合連合会長 中村 康憲  
〒901-0617 南城市愛地782 TEL948-1783

## 経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/1	家賃 4月分	30,220	95/100	28,709
5/31	家賃 5月分	30,220	95/100	28,709
6/30	家賃 6月分	30,220	95/100	28,709
7/31	家賃 7月分	30,220	95/100	28,709
8/31	家賃 8月分	30,220	95/100	28,709
10/2	家賃 9月分	30,220	95/100	28,709
10/31	家賃 10月分	30,220	95/100	28,709
11/30	家賃 11月分	30,220	95/100	28,709
1/4	家賃 12月分	30,220	95/100	28,709
1/31	家賃 1月分	30,220	95/100	28,709
2/29	家賃 2月分	30,220	95/100	28,709
4/1	家賃 3月分	30,220	95/100	28,709
5/1	電気料金4月分	3,989	95/100	3,789
5/29	電気料金5月分	2,582	95/100	2,452
6/28	電気料金6月分	5,608	95/100	5,327
7/31	電気料金7月分	6,716	95/100	6,380
8/31	電気料金8月分	5,546	95/100	5,268
9/28	電気料金9月分	4,342	95/100	4,124
10/30	電気料金10月分	5,416	95/100	5,145
11/28	電気料金11月分	3,618	95/100	3,437
12/27	電気料金12月分	3,657	95/100	3,474
1/31	電気料金1月分	3,680	95/100	3,496
2/27	電気料金2月分	3,243	95/100	3,080
3/28	電気料金3月分	3,662	95/100	3,478
5/15	水道料金4月分	2,191	95/100	2,081
6/15	水道料金5月分	2,191	95/100	2,081
7/18	水道料金6月分	2,191	95/100	2,081
8/15	水道料金7月分	2,191	95/100	2,081
9/15	水道料金8月分	2,191	95/100	2,081
10/16	水道料金9月分	2,191	95/100	2,081
11/15	水道料金10月分	2,191	95/100	2,081

統一様式-①

## 経費区分別支出一覧表

経費区分      事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
12/15	水道料金11月分	2,191	95/100	2,081
1/15	水道料金12月分	2,191	95/100	2,081
2/15	水道料金1月分	4,621	95/100	4,389
3/15	水道料金2月分	2,191	95/100	2,081
4/15	水道料金3月分	2,191	95/100	2,081
事務所費 充当合計				421,238

(事務所費)

相談事務所家賃 30000円 + 313基2料 220円

\* 2.9Aに1回2時間程度の支部会議に使用 (充当額)  $\frac{95}{100}$

05-05-01 WTU	30,220	4月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥28709</u>	4月分	4-IJ
05-05-31 WTU	30,220	5月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥28709</u>	5月分	4-IJ
05-06-30 WTU	30,220	6月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥28709</u>	6月分	4-IJ
05-07-31 WTU	30,220	7月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥28709</u>	7月分	4-IJ
05-08-31 WTU	30,220	8月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥28709</u>	8月分	4-IJ
05-10-02 WTU	30,220	9月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥28709</u>	9月分	4-IJ
05-10-31 WTU	30,220	10月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥28709</u>	10月分	4-IJ
05-11-30 WTU	30,220	11月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥28709</u>	11月分	4-IJ
06-01-04 WTU	30,220	12月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥28709</u>	12月分	4-IJ
06-01-31 WTU	30,220	1月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥28709</u>	1月分	4-IJ
06-02-29 WTU	30,220	2月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥28709</u>	2月分	4-IJ
06-04-01 WTU	30,220	3月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥28709</u>	3月分	4-IJ



相談事務所 電気代

(事務所費)

※ 2月=1回、2時間程度の支部会議に使用 (充当割)  $\frac{95}{100}$

05-05-01	WTU	3,989	オキワテ"リヨク 4ツキ
	4月分	$\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥3,789</u>
05-05-29	WTU	2,582	オキワテ"リヨク 5ツキ
	5月分	$\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥2,452</u>
05-06-28	WTU	5,608	オキワテ"リヨク 6ツキ
	6月分	$\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥5,327</u>
05-07-31	WTU	6,716	オキワテ"リヨク 7ツキ
	7月分	$\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥6,380</u>
05-08-31	WTU	5,546	オキワテ"リヨク 8ツキ
	8月分	$\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥5,268</u>
05-09-28	WTU	4,342	オキワテ"リヨク 9ツキ
	9月分	$\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥4,124</u>
05-10-30	WTU	5,416	オキワテ"リヨク 10ツキ
	10月分	$\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥5,145</u>
05-11-28	WTU	3,618	オキワテ"リヨク 11ツキ
	11月分	$\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥3,437</u>
05-12-27	WTU	3,657	オキワテ"リヨク 12ツキ
	12月分	$\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥3,474</u>
06-01-31	WTU	3,680	オキワテ"リヨク 1ツキ
	1月分	$\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥3,496</u>
06-02-27	WTU	3,243	オキワテ"リヨク 2ツキ
	2月分	$\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥3,080</u>
06-03-28	WTU	3,662	オキワテ"リヨク 3ツキ
	3月分	$\frac{95}{100}$	充当額 <u>¥3,478</u>

相談事務所 水道代

(事務所費)

※ 24日1回 2時間程度 支部会議で使用 (充当額)  $\frac{95}{100}$

05-05-15 WTU	2,191	サイト"04カ"ツ
4月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>2,081</u>	
05-06-15 WTU	2,191	サイト"05カ"ツ
5月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>2,081</u>	
05-07-18 WTU	2,191	サイト"06カ"ツ
6月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>2,081</u>	
05-08-15 WTU	2,191	サイト"07カ"ツ
7月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>2,081</u>	
05-09-15 WTU	2,191	サイト"08カ"ツ
8月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>2,081</u>	
05-10-16 WTU	2,191	サイト"09カ"ツ
9月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>2,081</u>	
05-11-15 WTU	2,191	サイト"10カ"ツ
10月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>2,081</u>	
05-12-15 WTU	2,191	サイト"11カ"ツ
11月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>2,081</u>	
06-01-15 WTU	2,191	サイト"12カ"ツ
12月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>2,081</u>	
06-02-15 WTU	4,621	サイト"01カ"ツ
1月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>4,389</u>	トイレ故障のEの料金P.7。
06-03-15 WTU	2,191	サイト"02カ"ツ
2月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>2,081</u>	
06-04-15 WTU	2,191	サイト"03カ"ツ
3月分 $\frac{95}{100}$	充当額 <u>2,081</u>	

3月基し通帳

(事務所費)

電気代

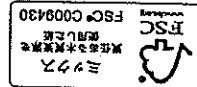
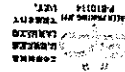
水道代

家賃

表紙デザイン：第20回ゆきりん紅型デザインコンテスト 大賞 花風 新垣 優香

Carbon Offset 4.67 kg

環境です。  
カーボンオフセット  
エコロスを採用した  
環境にやさしい素材の  
5546-2011-1006  
電話番号  
www.elfinapartner.com/jp



BANK OF THE RYUKYUS



本通帳は、MUD協会の  
により、得意先だけ  
多くの方に貸すし  
たご用意して制作し  
ています。いじり  
お直し。お直し  
お直し。P10182



店番号 口座番号

玉城 ノブ子 様

通帳

(銀行コード 0187) 琉球銀行



# 事務所概要申告票

議員名 玉城ノブ子


## 1. 物件の所在

住所	糸満市字糸満1948、マンション友
電話番号	098-994-9005

## 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [  ]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城ノブ子 

賃借人 氏名



住所





# 事務所費充当状況申告票

議員名 玉城ノブ子

## 1. 事務所の状況

住所	糸満市字糸満1948・マンション友
----	-------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



## 2. 充当割合とその説明

充当割合	95/100
------	--------

充当割合の説明：

1ヶ月に1回2時間程度、支部会議に使用

(関係経費)

家賃(月額)	30,220 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	28,709 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城ノブ子





NO. \_\_\_\_\_

# 事業用貸借契約書

マンション友 (102号室)

貸主



借主

玉城 ノブ子



☎(職場) - - -

期間 自 令和 2 年 3 月 / 日

至 令和 4 年 6 月 30 日

沖縄県知事 (11) 第0718号

糸満市西崎6-16-1 嘉数ビル103号

Ⓜ 有限会社オーエン

代表取締役 大城 昇

☎(098) 992-2222

## 事業用賃貸借契約書 (店舗)

(※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。)

## (契約の締結)

第1条 [REDACTED] (以下甲という) 及び借主 玉城 ノブ子 (以下乙という) は下記の目的物件 (以下「本物件」という。) について、事務所 に供することを目的とする賃貸借契約 (以下「本契約」という。) を以下のとおり締結した。

## 目的物件の表示

所在地 糸満市字糸満1948番地

構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

賃貸借部分 1階部分 102号室 m<sup>2</sup> ( 坪)

## (契約期間)

第2条 契約期間は、令和 2 年 7 月 / 日より令和 4 年 6 月 30 日までの 2 年間とする。但し、この期間が経過しても、甲又は乙いずれからも書面による異議の申し立てがないときは、この契約期間を更に1年延長するものとする。以後同様とする。

## (賃料)

第3条 賃料は月額金30,000円也とし、これを毎月末日までに翌月分を、各金融機関の口座振替 (自動引き落とし) で支払うものとする。乙が振込みの場合は毎月25日までに翌月分を支払うものとする。引落とし手数料、振込み手数料は乙の負担とする。

2 乙が賃料の支払いを遅滞した場合、甲は直ちに家賃保証会社に対して家賃の立替の請求及び連帯保証人に対して賃料の支払いを催促する事ができる。

3 入居の時の賃貸料は日割り計算とする。出居の際は日数のいかんを問わず月計算とする。

4 法令の定めた事由又は経済情勢の変動、公租公課の増額、近隣の貸店舗料金との比較等により不相当になったとき、その他の負担の増加等でやむを得ない事由により甲からの賃貸料の増加を申し出たときは甲・乙協議して決定する。

## (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等 (以下「維持管理費」という。) に充てるため、共益費を月額金 一 円也とし、これを第3条の賃料とともに甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、前条に定める賃料のほか、電気・ガス・上下水道その他専用設備に係る使用料金、並びに塵取り料、衛生に要する諸経費等を負担する。
- 3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。
- 4 乙は、第1条記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設に改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金・礼金)

第6条 乙はこの契約に基づく債務の履行を担保するため敷金として金 80,000 円也をこの契約成立と同時に甲に預け入れる。但し敷金には利息を付さないものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明け渡し後、遅滞なく、その残額を無利息で乙に返還しなければならない。不足が生じた場合は、乙は直ちにその不足額を納めなければならない。
- 4 敷金返還について、乙が契約期間以内に解約する場合には敷金の返還は無いものとする。契約期間以後の解約については、敷金の半額を返還するものとする。但し明渡しは、原状回復とする。
- 5 賃料が増額された場合、乙は、第1項に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。
- 7 乙は甲に、礼金として金     —    円を支払い、入居期間の長短に係わらず、返還しない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造もしくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、第1条の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲に書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

## (乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
  - 3 乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
  - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
  - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

## (原状の変更)

- 第10条 乙が、本物件を第1条の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

## (契約期間中の修繕)

- 第11条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
  - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
  - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
  - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。
    - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
    - 二 その他費用が軽微な修繕



## (契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
  - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を第1条記載の事業以外の用に供したとき。
  - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
  - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
  - 五 銀行取引の停止。
  - 六 破産手続きの開始。
  - 七 民事再生手続きの開始。
  - 八 会社更生手続きの開始。
  - 九 特別清算手続きの開始。
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

## (乙からの解約)

- 3条 乙は、甲に対して1ヶ月前までに解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から1ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

## (一部滅失等による賃料の減額等)

- 第14条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

## (契約の終了)

第15条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

## (明渡し及び明渡し時の修繕)

第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知のうえ、本契約が終了する日までに本物件を明渡ししなければならない。

- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明渡ししなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
- 5 本契約終了時に本物件等内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 6 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 7 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

## (ハウスクリーニング)

第17条 本物件の明渡し時において、乙は、第16条の原状回復に要する費用とは別に、本物件のハウスクリーニングの費用を負担するものとする。その際、使用した電気・水道の料金も乙の負担とする。

## (甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等の支払い方法の変更。
- 二 管理業者の変更。

## (乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できる場合は、第8条第1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。

四 連帯保証人の死亡又は解散。

五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき。

(延滞損害金)

第20条 乙は本契約により生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払らうものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、連帯保証人の欄に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

二 前号の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る。

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

六 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、那覇地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

1. 日常生活に起因する内部造作、設備器具等の修繕、若しくは外部或は第三者から被害を受けた場合の修繕の費用は乙の負担とする。
1. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分においては、賃借人が清掃を行うものとする。
1. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分にゴミ等を放置することにより他の住居人に迷惑をかけた場合には、乙は本契約を解約し、退去するものとする。
1. 道路の拡張・区画整理事業等により本賃借物件が立退き・取壊しになる場合は、乙は、事業者・甲に協力するものとする。
1. 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときはあらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。但し、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、甲はあらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。
1. 乙は、日常生活において排水管が詰まる現象が起きた場合（建物老朽化による詰まりを除く）、修繕費を負担するものとする。

本契約を証するため本契約書2部を作成し甲その2部乙その1部を保持する。

令和2年7月1日

貸貸人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 印

賃借人 住所 糸満市字糸満 1198番地

氏名 王 城 ) ブ子

鍵の受取り 鍵番号 本

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 印

極度額 印

家賃債務保証業者 業者名

所在地

登録番号

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事(11)第0718号

住所 〒901-0305 糸満市西崎6丁目16番1号 嘉教ビル103号

氏名 有限会社 オーエン 代表取締役 大城昇

宅地建物取引士 沖縄県知事 [Redacted] 印

# 入居者の方へ

事務所費

入居中・解約予告時・退去時においては、次のことにご注意下さい。

## ★入居中

1. ゴミは {指定日} に {指定の袋に入れて又は代用券をつけて} お出し下さい

\*指定日 毎週(燃えるゴミ・赤) . . . の週 回

(燃えないゴミ・青) 曜日

(粗大ゴミ・代用シール) 曜日 富士盛産業 ☎ 098-994-7979

(資源ゴミ) 曜日

\*連絡先 糸満市役所 098-840-8124

2. 電気・水道・ガス等に関するお問い合わせ (引越時の精算等) は下記へ。

電気\*沖縄電力 ☎ 0120-586-390 水道\*市水道局 ☎ 098-995-2456

ガス\*マルキプロパン ☎098-994-3166

## ★解約予告 (明渡し予告)

1. 解約予告は少なくとも30日前までをお願いします。

2. 解約予告をされた後、賃貸人及び仲介業者において、次の入居者を募集致します。

その際、賃貸人及び仲介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内するという  
こともあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますよう切にお願い申し上げます。

## ★退去時 (引越しにともなう建物明渡し)

1. お預かりしております『敷金』の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代  
等の「引越し精算の領収書」を持参された後に開始致します。

2. 引越しにともなう建物の明渡しにおいては、「入居時」に持込まれたもの (家財・物  
品等) をすべて搬出するとともに、建物内外の清掃及びゴミの後片付け等をきちんと  
すませて下さい。

※ブレーカーの電源もOFFにして下さい。

※ (注) 以上が行われていない場合は、物品等の撤去及び清掃についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意ください。

## 経費区分別支出一覧表

経費区分      事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/27	電話代、インターネット料金込み4月分	8,146	95/100	7,738
5/24	電話代、インターネット料金込み5月分	8,480	95/100	8,056
6/27	電話代、インターネット料金込み6月分	8,737	95/100	8,300
7/31	電話代、インターネット料金込み7月分	8,340	95/100	7,923
9/4	電話代、インターネット料金込み8月分	8,903	95/100	8,457
10/2	電話代、インターネット料金込み9月分	9,414	95/100	8,943
11/7	電話代、インターネット料金込み10月分	8,244	95/100	7,831
11/28	電話代、インターネット料金込み11月分	8,697	95/100	8,262
1/15	電話代、インターネット料金込み12月分	10,655	95/100	10,122
2/2	電話代、インターネット料金込み1月分	8,904	95/100	8,458
3/4	電話代、インターネット料金込み2月分	7,637	95/100	7,255
3/23	電話代、インターネット料金込み3月分	7,663	95/100	7,279
6/28	コピー機トナー代金	27,500	全額	27,500
6/16	文具代(蛍光ペン、ファイル)	1,527	全額	1,527
7/10	文具代(ペン、ファイル)	2,500	全額	2,500
8/26	パソコンセットアップ代	5,000	全額	5,000
8/13	文具代(蛍光ペン、ファイル)	1,580	全額	1,580
8/21	文具代(ファイル)	1,939	全額	1,939
9/26	文具代(ノート、蛍光ペン)	1,193	全額	1,193
11/13	文具代(ファイル、蛍光ペン、カートリッジ)	1,042	全額	1,042
12/13	文具代(レポートパット、ノートファイル)	2,585	全額	2,585
1/29	文具代(ファイル)	1,518	全額	1,518
3/9	文具代(セロテープ、のり、ハサミ、コピー用紙など)	5,356	全額	5,356
3/16	クラフトテープ、修正液ペン、ノート、テープ	440	全額	440
3/16	手帳	1,595	1/2	797
事務費 充当合計				151,601